

2023年度

日系社会研修員受入事業
研修員募集要項



独立行政法人国際協力機構
横浜センター
2022年8月

目 次

1. 2023 年度日系社会研修 研修コース概要	2
2. 応募から選考、結果通知まで	3
3. オリエンテーション	7
4. 宿泊施設	8
5. 経費の支給	8
6. 日系社会研修員の資格取り消し	9
7. その他の留意事項	9
8. 研修報告	—
9. 研修修了証書	10
10. 新型コロナウイルス (COVID-19) の研修実施への影響について	—
11. 遠隔研修の導入について	10

参考資料

1. 個別コース日系社会研修員応募にかかるフローチャート	11
2. 日系社会研修員事業の業務フロー	12

別表

2023 年度日系社会研修員受入事業 研修コース一覧

付属書類

応募書類様式

1. 推荐書	様式第 1 号
2. 研修申請書／APPLICATION FOR TRAINING	様式第 2 号／Form 2
3. 履歴書／CURRICULUM VITAE	様式第 3 号／Form 3
4. 病歴に係る申告書／MEDICAL HISTORY	様式第 4 号／Form 4
5. 誓約書／PLEDGES	様式第 5 号／Form 5

参考書類

筑波日本語テスト集 ／TTBJ test score report スコアサンプル

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、中南米地域への日本人の海外移住の援助を実施し、JICA の関わる移住者として中南米地域に計約 73,000 人が移住しました。現在、中南米地域の日系人人口は 213 万人を超えるものと推定されます。

JICA の前身である海外移住事業団（JEMIS）は、農業移住者の後継者育成を主目的として 1971 年に移住研修員受入事業を開始しました。1974 年の海外技術協力事業団（OTCA）と JEMIS の統合により、移住研修員受入事業は JICA が担うこととなり、1997 年には日系研修事業に改編しました。日系研修事業は、中南米地域への日本人移住者子弟である日系人への技術協力を通じ、移住先国の国造りに貢献することを目的としています。

移住研修員受入事業及び日系研修事業により、JICA は 2021 年度までに計 15 力国から計 5,005 名の日系人の受入れを行ってきています。また 2018 年度より対象を拡充し、中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす方（日系人に限定されない）の受入れをはじめ、併せて日系研修事業から日系社会研修事業へ名称変更を行いました。

日系社会研修事業は、医学、福祉、継承日本語教育、農業、電気・通信、民間連携等、幅広い分野で日系社会研修員を受入れ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献してきています。

日系人は移住先国の様々な分野で活躍し、移住先国の発展のみならず日本との「懸け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。日本企業の海外展開が進み、中南米地域との経済関係は増え深まる中、日系社会研修事業は日系ボランティア事業とともに重要な事業となっています。

本募集要項は、日系社会研修員への応募にあたっての手続きや留意事項をまとめたものです。ご一読の上、日系社会研修へのご応募をご検討下さるよう宜しくお願い申し上げます。

1. 2023 年度日系社会研修 研修コース概要

(1) 事業対象国

日系社会研修事業の対象国は、以下の中南米地域 12 カ国です。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

(2) 受入形態

日系社会研修には、6 名以上の研修員を 1 つのコースで受け入れる「集団研修」と 1~3 名程度の研修員を 1 つのコースで受け入れる「個別研修」があります。また、個別研修には、3 カ月を越える「個別長期研修」と 3 カ月以内の「個別短期研修」があります。なお、「集団研修」は 3 カ月以内のコースのみです。

集団研修	対象国共通の課題を複数の研修員に対して、同一日程・同一内容で、研修を実施するもの。 費用対効果の観点および本事業規模の制約から、研修員を、6 人以上で受け入れる。また、期間は 3 カ月以内。
個別研修	特定のテーマについて、日系社会研修員 1 名を受け入れて行うもの。ただし、2~3 名程度の研修員を同一内容の研修日程で受け入れることも可能。3 カ月を越える「個別長期研修」、3 カ月以内の「個別短期研修」がある。ただし、研修期間は最長 10 カ月以内。

(3) 受入期間

受入期間は、研修員が来日する日から離日する日までの期間です。

集団研修、個別研修ともに、受入期間の区分は次のとおりです。いずれも受入期間はわが国の会計年度を越えることはできません。来日する日の翌日から 5 日間は JICA 横浜にてブリーフィング及びオリエンテーションを受講します。

集団	3 ヶ月以内
個別長期	3 ヶ月(90 日)を超える場合は 10 ヶ月以内 (年度を超えることはありません)
個別短期	3 ヶ月(90 日)以内

(4) 2023 年度日系社会研修 研修コース

2023 年度日系社会研修員受入事業の研修コースの応募資格要件、研修内容及び募集人数等は、別表「2023 年度日系社会研修員受入事業 研修コース一覧」のとおりです。研修内容等についてご質問のある際には、提案団体（研修実施機関）の担当者に直接

お問い合わせください。なお、研修実施機関においてスペイン語又はポルトガル語の照会へは直接対応出来ないことがあります。日本語又は英語で照会してください。

集団コースは、原則として1コースあたり6名以上の適格者を確保できた場合に限り実施します。また、個別コースは、長期・短期共に、各コースへの応募状況等を勘案して受入人数を設定します。応募はあったものの、予算の制約により実施できない場合もありますので、予めご承知おき願います。

2. 応募から選考、結果通知まで

応募希望者は、下記（1）および別表「2023年度日系社会研修員受入事業 研修コース一覧」を参照し、以下の要領にてご応募ください。

（1）応募資格

日系社会研修は、以下の全ての要件に当てはまる方のみ応募できます。

- (ア) 中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす意志を有すること。
- (イ) 国籍が、事業対象国あるいは日本国であること。
- (ウ) 主たる生活基盤が事業対象国にあること。

日本に在住している、あるいは主たる生活基盤が日本にある応募希望者については、出身国が上記1. の事業対象国であっても対象者とはなりません。

- (エ) JICA 在外事務所及び日系諸団体等の推薦が得られること。

応募にあたっては、JICA 在外事務所及び日系諸団体等からの推薦書が必要です。

推薦書には、候補者の役職・活動状況・能力、研修成果の活用等から「中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす者」として適格であることを明記する。JICA 在外事務所の推薦書は、JICA 在外事務所が作成します。

また、以下の資格要件および別表「2023年度日系社会研修員受入事業 研修コース一覧」に記載された各研修コースの資格要件を満たしていることが求められます。

- (ア) 2023年4月1日時点で年令が満21歳以上であること。ただし、コースで個別に対象年齢が指定されている場合はそちらに従う。
- (イ) 高等教育機関卒業以上の学歴を有すること。ただし、コースで個別に指定されている場合は、コースごとの要件に従う。
- (ウ) 研修を受けるに十分な日本語力（コースによっては英語力）を有すること。
ただし、ポルトガル語又はスペイン語通訳を配置できる集団コースを除く。
- (エ) 研修で得た技術や知識を、帰国後日系社会に還元する意志を有すること。
- (オ) 心身ともに健全であること。妊娠中の応募は、健康上のリスクを考慮し、推奨しておりません。

（2）応募スケジュール

JICA 在外事務所が、事業対象各国で日系社会研修員の募集を行います。事業対象各国における応募スケジュールは、JICA 在外事務所にご確認ください。なお、JICA 在外事務所からJICA横浜への応募書類の到着締切日は以下のとおりです。

【ご参考】

- ・ 2023年5月7日(日)来日コースへの応募書類：
JICA横浜への提出締切：2023年1月20日（金）厳守
- ・ 2023年6月18日(日)来日コース及びC-21「日系継承教育（教師育成Ⅰ）」コースJICA横浜への提出締切：2023年2月17日（金）厳守
- ・ 2023年7月23日（日）来日コースへの応募書類：
JICA横浜への提出締切：2023年3月17日（金）厳守
- ・ 2023年10月1日(日)～2024年1月8日(月) 来日コースへの応募書類：
JICA横浜への提出締切：2023年6月9日（金）厳守

(3) 応募時提出書類

- | | |
|--|--------------|
| (ア) 推薦書 | 様式第1号 |
| (イ) 研修申請書／APPLICATION FOR TRAINING | 様式第2号／Form 2 |
| (ウ) 履歴書／CURRICULUM VITAE | 様式第3号／Form 3 |
| (エ) 病歴に係る申告書／MEDICAL HISTORY | 様式第4号／Form 4 |
| (オ) 誓約書／PLEDGES | 様式第5号／Form 5 |
| (カ) 日系諸団体等の推薦書 | |
| (キ) 最終学校卒業証明書または卒業証書【写】(あれば翻訳文も添付) | |
| (ク) IDカード（身分証明書）【写】(氏名・生年月日の確認用) | |
| (ケ) (所有していれば) 旅券【写】 | |
| (コ) (所有していれば) 有効な日本の入国査証・再入国許可・外国人登録証明書・在留カード【写】 | |
| (サ) (所有していれば) 有効な米国入国査証【写】 | |
| (シ) 顔写真1枚（縦4.5cm × 横3.5cm、カラーのみ、1枚は履歴書に貼付） | |
| 及び日本に来日する研修員は来日時に左記の顔写真3枚を持参すること。 | |
| 来日時に写真の持参がない者は日本到着時に自己負担にて顔写真を準備いただきます。 | |
| (ス) 筑波日本語テスト集 https://ttbj.cegloc.tsukuba.ac.jp/ (TTBJ) の「SPOT90 + Grammar90 + 漢字 SPOT50」スコア（写） | |

(4) 応募書類作成の注意事項

- ・ この要項に定められた様式を用いて応募書類をご準備ください。
- ・ 推薦書（様式第1号）以外の書類は、日本語能力を含め選考資料としますので、必ず応募者本人が日本語、または英語で記入してください。英語で記入する場合には原則タイプ打ち（パソコン打ち）してください。やむを得ない事情があり手

書きで記入する場合には、容易に判読できるよう BLOCK LETTER で記入ください。

(ア) 推薦書（様式第1号）

- ・ JICA事務所で作成されます。応募者による準備は不要です。

(イ) 研修申請書（様式第2号）

- ・ 研修申請書の記載内容は、応募者選考にとって重要な情報です。応募者と提案団体（研修実施機関）の間で研修内容のミスマッチを防止するため、できるだけ詳しく、読みやすく記入してください。特に、居住国、地域の研修分野に関する現状、問題点は具体的に記入してください。
- ・ 【集団コースのみ】集団コースに合格した場合、来日後「ジョブレポート発表会」がありますので、本申請書の記載内容を補完する資料や写真パワーポイント等をあらかじめご準備ください。
- ・ 日系社会研修参加における肖像権の扱いについての記載を確認し、意思確認「同意する／同意しない」いずれかにチェックをいれてください。

(ウ) 履歴書（様式第3号）

- ・ 住所は州／県まで明記してください。
- ・ ブラジル／ボリビアからの応募者は必ず来日時に利用する自宅近くの出発空港を選択肢の中から一つ選択してください。
- ・ 語学力は選考時の貴重な情報となるため、資格等を所持していない応募者も必ず自己申告でレベルを記入してください。

(エ) 病歴に係る申告書（様式第4号）

- ・ 全員提出してください。必ず本人が正しく記入してください。

(オ) 誓約書（様式第5号）

- ・ 署名日、本人による署名を忘れずに記入してください。この2点が空欄の場合受理できませんのでご注意ください。

（5）健康診断

長期コース、及び短期コースの保健医療関係コース応募者には在外事務所の面接前に健康診断書の提出を求めていましたが、事前の健康診断書の提出は不要となりました。以下の基準に該当する応募者は、来日後にJICAの負担により健康診断を受診します。

1) 受け入れ期間 181日以上

一般健康診断：問診、身体所見、体重、身長、血圧、血液検査、血液生化学検査、血清学的検査、尿検査（検尿）、大便検査（検便）、胸部レントゲン、検査撮影、心電図

2) 受け入れ期間 91日以上

3) 受け入れ期間 31 日以上、且つ病院等医療機関で実習等を行うコース

2)、3)：胸部レントゲン撮影検査（結核対策）

(6) 日本語能力判定について

筑波日本語テスト(TTBJ) <https://ttbj.cegloc.tsukuba.ac.jp/> の「SPOT90 + Grammar90 + 漢字 SPOT50」を各応募者がオンラインで受験し、結果により日本語能力を判定します。

(7) 選考結果（仮合格）通知

日系社会研修員の選考は、JICA 国内機関と提案団体（研修実施機関）が合同で行います。選考結果は、来日予定日の 8 週間前までに JICA 在外事務所を通じて通知します。

その後、JICA 横浜から日本国外務省に対し、選考通過者の査証発給審査を依頼します。なお、査証発給審査の結果によっては、不合格となることがあります。

また、軍籍・軍に關係のある機関に所属されている方の受け入れは、個々の状況を勘案し日本政府により決定されます。

就労や長期滞在が可能な別の日本入国査証【特定査証：定住等】を所有している場合、査証の写しを応募書類と一緒に提出の上、事前にその扱いについてご相談ください。

仮合格の通知を受けた者は、JICA 在外事務所と連絡をとりつつ、来日準備を始めてください。旅券の有効期限を確認の上、日本滞在期間中に旅券が失効する場合は、来日前に更新してください。

(8) 受入決定通知

日本国外務省からの査証発給審査結果をもとに、来日 4 週間前までに通知します。

仮合格通知（選考結果通知）から受入決定通知、来日のスケジュール案は、以下の通りです。

【上半期】

グループ	仮合格通知	受入決定通知	来日
1	3月 10 日(金)	4月 7 日(金)	5月 7 日(日)
2	4月 7 日(金)	5月 12 日(金)	6月 18 日(日)
3	5月 12 日(金)	6月 9 日(金)	7月 23 日(日)

※C-21 「日系継承教育（教師育成 I）」コースについては 4 月 7 日（金）仮合格通知、5 月 12 日（金）受入決定通知予定。

【下半期】

グループ	仮合格通知	受入決定通知	来日
4	7月 28 日(金)	8月 25 日(金)	10月 1 日(日)

5	7月28日(金)	8月25日(金)	11月5日(日)
6	9月8日(金)	10月6日(金)	12月3日(日)
7	9月8日(金)	10月6日(金)	1月8日(月)

(9) 研修の辞退

受入決定通知後の参加辞退は、関係者に多大なる迷惑をかけ、また日系社会研修員受入事業全般の運営に支障をきたしますので、応募にあたっては必ず慎重にご検討ください。応募後、他団体の奨学金等への申請を行うなどにより、辞退の可能性が生じた場合は、速やかに JICA 在外事務所までご連絡下さい。

3. オリエンテーション

(1) 来日前オリエンテーション

合格者は来日に先立ち、JICA 在外事務所で来日前のオリエンテーションを受けます。

(2) 来日後オリエンテーション

日系社会研修員は来日後、JICA 横浜で 3 日間のブリーフィングおよびオリエンテーションを受けます。JICA から指定された日系社会研修員は、引き続き 2 日間の日本語研修を受講します。

通常のブリーフィングとオリエンテーションのスケジュールは次の通りです。

(ア) ブリーフィング（来日後 1 日目）

- a. 開講式
- b. 各種登録諸手続き
- c. 諸手当と支給方法の説明
- d. メディカル・カード、銀行カード、ミール・カードの配布と説明
- e. 館内案内

(イ) オリエンテーション（来日後 2 日目・3 日目）

- a. 日本の教育制度、日本人の海外移住、日本国内の日系人
- b. 日本の歴史・文化
- c. 日本の経済・政治・行政機構
- d. 海外移住資料館見学
- e. みなとみらい地区見学
- f. 健康診断（受診を指示された日系社会研修員のみ）

(ウ) 日本語研修（来日後 4 日目・5 日目）

受講を指示された日系社会研修員のみ受講します。

(3) コースオリエンテーション

受入決定通知の時に JICA 在外事務所を通じて伝えられる「研修日程」、「研修計画」により、日程および研修内容を必ず確認してください。

JICA 横浜でのブリーフィング・オリエンテーションの後、日系社会研修員は提案団体（研修実施機関）の所在地にある JICA 国内機関へ移動します（該当の国内機関名および担当者氏名は「研修日程」に明記）。移動後、国内機関担当者がコースオリエンテーションおよび生活オリエンテーションを行います。

4. 宿泊施設

日系社会研修員は、JICA 国内機関または JICA が指定する施設に宿泊します。日系社会研修員が自ら宿泊施設を指定することはできません。日系社会研修員自ら宿泊予約を絶対に行わないでください。

来日直後は、JICA 横浜でブリーフィングとオリエンテーションを受けるため、同センターまたは JICA が指定する近隣のホテルに宿泊します。JICA 横浜をはじめ、JICA 国内機関は以下の洗面用具を備えています。その他必要なものについては、各自でご準備ください。

- ① フェイスタオル、バスタオル
- ② シャンプー、リンス、ボディーソープ
- ③ 歯ブラシ
- ④ せっけん

JICA 横浜の住所、連絡先は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構 横浜センター（JICA 横浜）

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1

YOKOHAMA CENTER, Japan International Cooperation Agency (JICA)

3-1, Shinko 2-chome, Naka-ku, Yokohama City, Kanagawa Prefecture 231-0001
JAPAN

TEL +81-45-663-3251／FAX +81-45-663-3265

5. 経費の支給

JICA は規程に基づき、日系社会研修員に次の経費を支給します。以下は 2022 年度の支給額で、2023 年度は金額が変更になることがありますので、ご了承ください。

経費	支給額等
往復航空賃	JICA が指定する日時と経路の航空券 出発空港：JICA が指定する居住地最寄りの国際空港
国際空港使用料	実費（帰国時のみ航空券に含まれている）
滞在費	JICA センターに宿泊の場合：2,098 円/日（朝・夕食付き） ホテル等に宿泊の場合：4,298 円/日（朝・夕食なし）
支度料	受入期間に応じた定額（10,000～27,000 円）
資料送付料	4,000 円

療養費等	JICAは日系社会研修員に海外旅行障害保険を付与する。 日系社会研修員はメディカル・カード等により療養等のサービスが受けられる。なお、既往症や歯の治療などは対象外。
健康診断料	対象となる日系社会研修員に規定項目の健康診断を実施する。
査証更新手数料	実費

6. 日系社会研修員資格の取り消し

日系社会研修員が以下の事項に該当する場合、JICAは日系社会研修員資格を取り消すとともに、手当の支給を打ち切り、帰国させることができます。その場合、(6) および (9) を除き、帰国に要する経費は日系社会研修員の自己負担となります。

- (1) 日本国の法令に違反したり、社会の秩序を乱す行為（セクシュアル・ハラスメント等を含む）を行った場合
- (2) 提案団体（研修実施機関）の諸規則に違反した場合
- (3) JICAの指示や決定に従わない場合
- (4) 本人の故意または重大な過失や怠慢等の事由で研修の継続が困難である場合
- (5) 本人の都合で研修を中断する場合
- (6) 傷病等のために研修の継続が困難になった場合
- (7) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (8) 宿泊施設であるJICA国内機関の規則に従わない場合
- (9) その他JICAがやむを得ないと認める事由が生じた場合

7. その他の留意事項

- (1) 出身国の選挙時不在証明書の発給や旅券の有効期限の更新などには、自国の身分証明書が必要なので、該当者は持参してください。
- (2) 日系社会研修員は本邦滞在期間中、以下の活動は認められません。
 - (ア) 家族の随伴、同伴、同居
 - (イ) 重大事故予防の観点から、オートバイや自動車の運転
 - (ウ) 政治活動や営利目的の活動
- (3) 日系社会研修員は本邦滞在期間中、特別な事情がある場合を除き国外に出ることが認められません。
- (4) 日系社会研修員は、研修修了後速やかにJICAが指定する経路で帰国することとなります。

8. 研修報告

長期日系社会研修員は、原則来日後1ヶ月目、その後3ヶ月毎に「研修報告書」を提出し、研修修了時に「研修総合報告書」を提出することになっています。

短期日系社会研修員は研修修了時に「研修総合報告書」を提出します。

長期日系社会研修員、短期日系社会研修員共に研修最終日はJICA国内機関で「最終

報告会」を実施いただくことになります。

9. 研修修了証書

予定通り研修を修了した日系社会研修員には、JICA 理事長名の研修修了証書 (CERTIFICATE) が与えられます。

10. 新型コロナウイルス(COVID-19)の研修実施への影響について

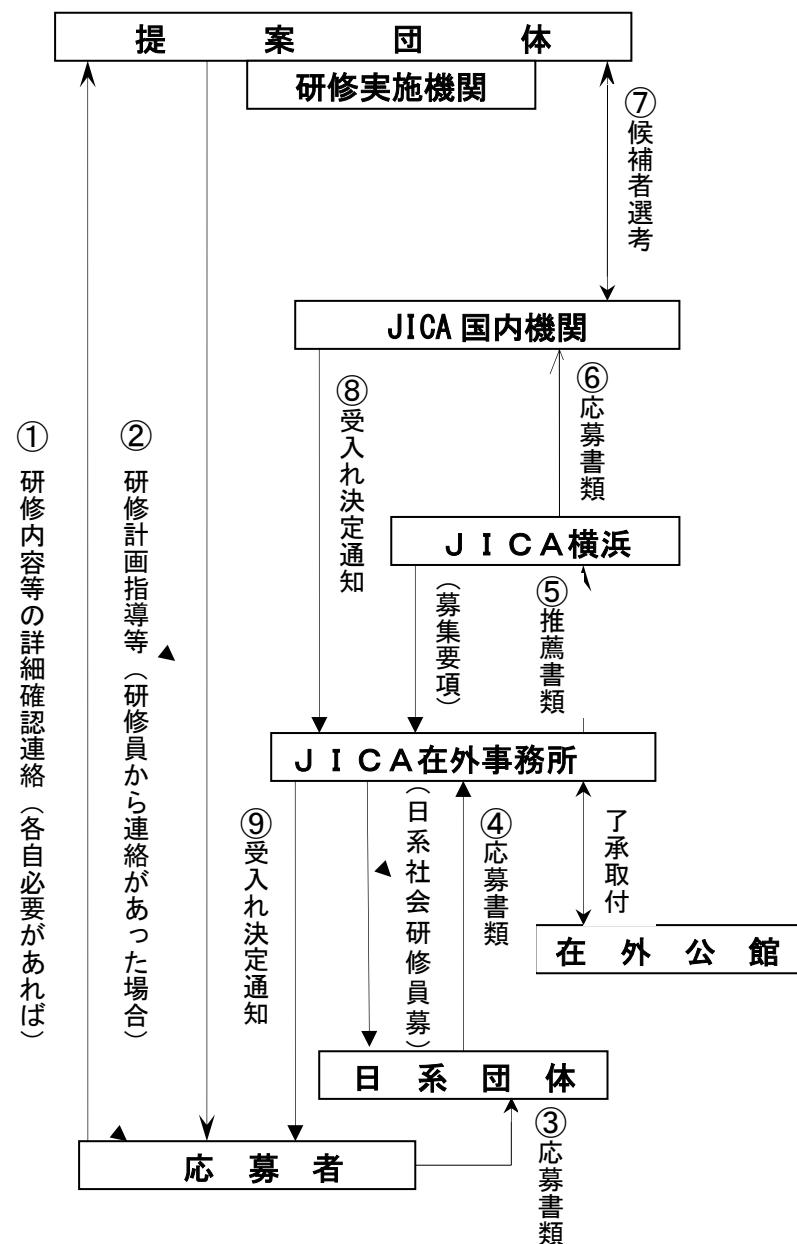
実施時の感染状況に応じたオリエンテーションの実施や研修プログラムとなることがあります。

11. 遠隔研修の導入について

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年、2021年は遠隔研修が導入されており、2022年は一部のコースで遠隔研修を実施しています。2023年も来日が困難な場合は遠隔研修に切り替えて実施することがあります。来日実施コースにおいても来日前に遠隔研修を実施してから来日研修を実施する予定のコースがあります。

参考資料 1

日系社会研修員応募フローチャート



参考資料 2

日系社会研修員事業の業務フロー

